

1

ライフプランニング班

- 1.ファイナンシャルプランニング
- 2.保険
- 3.年金

2

ファイナンシャルプランニング

3

ライフデザイン表

20代～	<ul style="list-style-type: none"> 結婚する際は、結婚資金の準備 死亡保障は、扶養家族の生活保障の有無により変動
30代～	<ul style="list-style-type: none"> 子供がいる家庭では、子どもの教育資金準備 マイホームを取得する家庭では、住宅購入計画を立てて、住宅購入資金の準備 生命保険といった遺族保障の確保など保険の見直し
40代～	<ul style="list-style-type: none"> 教育費と住宅ローン返済の二重負担時期 子供の大学進学資金による負担増
50代～	<ul style="list-style-type: none"> 子供の自立により家計の負担が軽くなる リタイア後のプランを立てて、老後資金の準備(リタイアメントプランニング)
60代～	<ul style="list-style-type: none"> 生きがいや収支状況により、定年退職後も働くことを検討 年金・保険等を運用の場合、収益性よりも安全性を優先

4

教育資金

- すべて公立の場合は13,601,278円
- すべて私立の場合は31,521,870円必要
- 加えて基本的養育費がかかる

公立と私立の学習費

平成18年度「家計における教育費負担の実態調査」、国民生活金融公庫。
平成18年度「子どもの学習費調査」、文部科学省より作成

5

住宅資金

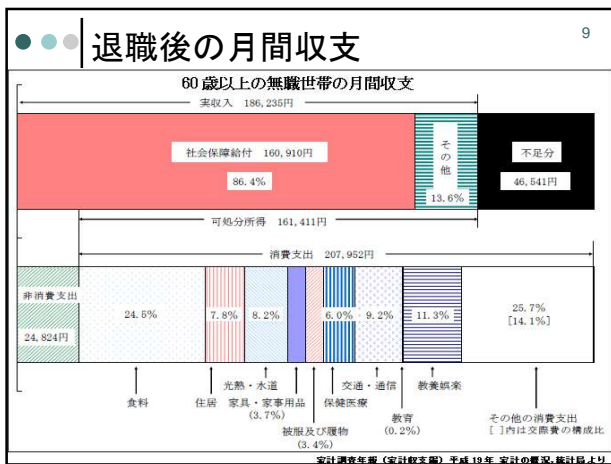
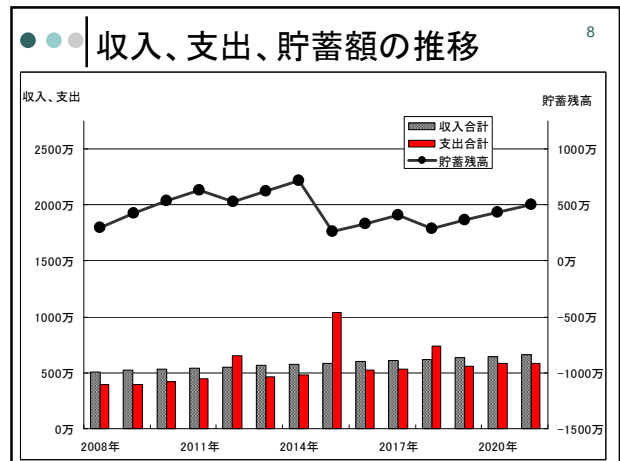
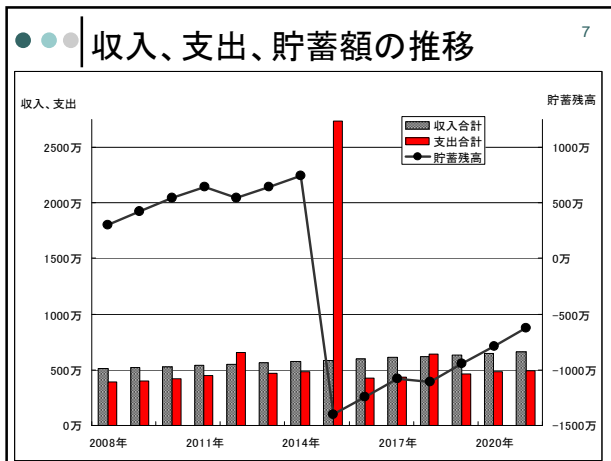
- 注文住宅の費用総額平均は4,316万円
その内、自己資金は1891万円
- 中古住宅の場合は2,266万円、自己資金は937万円
- 分譲住宅の場合は3,703万円、自己資金は1204万円

参考：平成18年度「住宅市場動向調査」、国土交通省

6

キャッシュフロー表<例>

経過年数	変動率	今年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	11年後	12年後	13年後
西暦		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
太郎		31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳
花子		30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳
一郎		2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
京子		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
ライフイベント					幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学						
給与収入	2.0%	510	520	531	541	552	563	574	586	598	609	622	634	647	660
一時収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入合計		510	520	531	541	552	563	574	586	598	609	622	634	647	660
基本生活費	2.0%	260	265	271	276	281	287	293	299	305	311	317	323	330	336
住居費	0.0%	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
教育(全体)	0.0%	10	10	25	50	50	58	66	66	66	66	66	66	80	94
保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
その他	1.0%	20	20	20	21	21	21	21	21	22	22	22	22	23	23
一時支出	1.0%	0	0	0	0	200	0	0	2300	0	0	200	0	0	0
支出合計		392	397	418	448	654	468	482	2736	427	434	640	461	481	488
年間収支		118	123	113	93	-102	95	92	-2150	170	176	-18	174	166	172
貯蓄残高	1.0%	300	426	543	641	545	646	744	-1389	-1242	-1078	-1108	-945	-789	-628

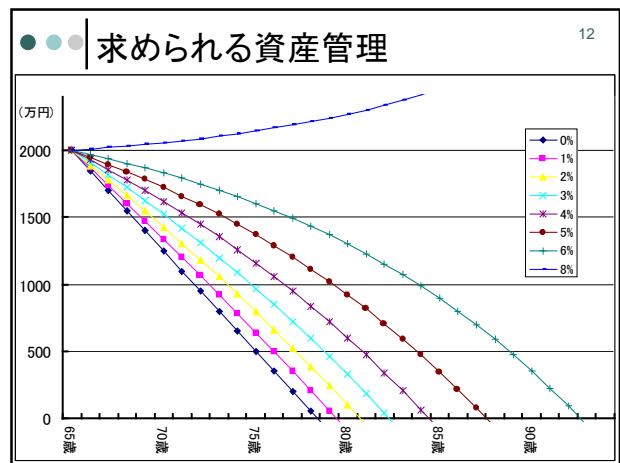


- ### 10 ゆとりある老後資金設計
- 夫婦2人の場合、日常生活に必要な金額は平均で月額23.2万円
 - 不足する金額は約4.5万円
 - ゆとりのある生活に必要とされる上乗せ金額は平均で月額15.1万円
 - 合計で月額38.3万円使えればゆとりのある生活が可能??
- 参考: 平成19年度「生活保障に関する調査」、生命保険文化センター

11 キャッシュフロー表(退職後)

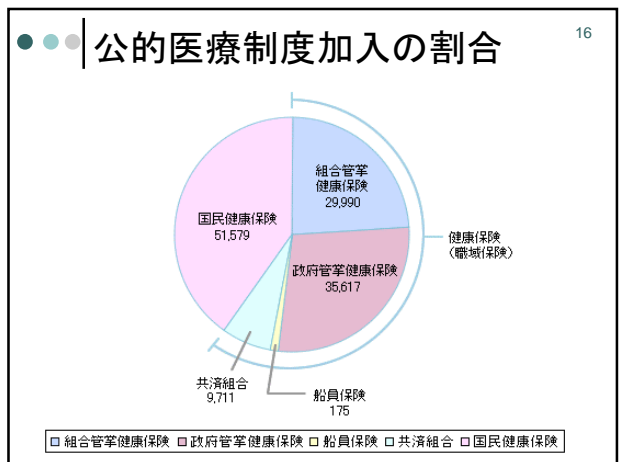
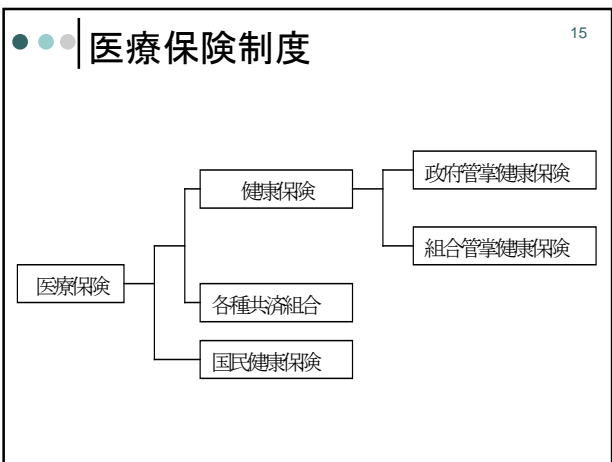
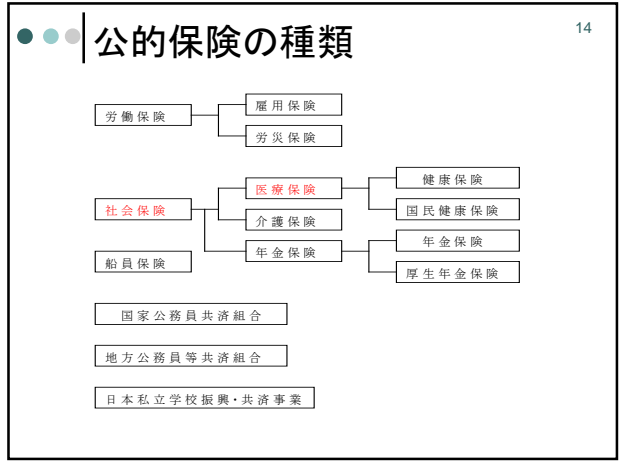
(単位: 万円)

経過年数	今年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後	10年後	11年後	12年後
家動半													
西暦	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
太郎	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
花子	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
ライフイベント			人即退職	旅行	旅行								
給与収入	0.0%	650	650	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年金	0.0%	0	0	0	0	0	0	200	200	200	200	200	200
一時収入	0.0%	0	0	1800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入合計		650	650	2000	0	0	0	200	200	200	200	200	200
基本生活費	0.5%	252	253	255	256	257	258	260	261	262	264	265	266
住居費	0.0%	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
健康保険料等	0.0%	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
保険料	0.0%	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
その他	1.0%	25	25	26	26	26	27	27	27	27	28	28	28
一時支出	1.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出合計		327	329	330	332	333	335	336	338	339	341	343	346
年間収支		323	321	1670	-332	-333	-335	-336	-138	-139	-141	-143	-146
貯蓄残高	0.5%	1000	1326	3003	2687	2367	2044	1718	1589	1458	1324	1188	1050



13

保険



- 17
- ## 政府管掌健康保険
- 保険者: 政府
 - 対象者: 中小企業の役員・従業員と家族
 - 医療費の自己負担額割合
 - 義務教育就学前: 2割
 - 義務教育就学後～70歳未満: 3割
 - 70歳以上75歳未満: 1割
 - 75歳以上: 1割

- 18
- ## 組合管掌健康保険
- 保険者: 健康保険組合
 - 対象者: 大企業の役員・従業員と家族
 - 医療費の自己負担額
 - 義務教育就学前: 2割
 - 義務教育就学後～70歳未満: 3割
 - 70歳以上75歳未満: 1割
 - 75歳以上: 1割

●●● | 国民健康保険 19

- 保険者: 市町村
- 対象者: 地域住民(家族は被扶養者でも被保険者となる)
- 医療費の自己負担額
 - 義務教育就学前: 2割
 - 義務教育就学後～70歳未満: 3割
 - 70歳以上75歳未満: 1割
 - 75歳以上: 1割

●●● | 保険料(政府管掌健康保険) 20

- 標準報酬月額 × 8.2%
- 標準賞与額 × 8.2%
(賞与は年間540万円上限)
- 負担割合: 労使折半

●●● | 保険料(組管掌健康保険) 21

- 標準報酬月額の3～10%
- 標準賞与額の3～10%
(賞与は年間540万円上限)
- 負担割合: 労使折半
または事業者が半分以上

●●● | 保険料(国民健康保険) 22

- 計算方法が地域により異なる
- 負担割合: 全額個人負担

●●● | 主な給付内容(健康保険) 23

保険種類	被保険者	被扶養者
傷病	①療養の給付	家族療養費
	②療養費	
	③入院時食事療養費	
	④保険外併用療養費	
	⑤訪問介護療養費	家族訪問看護療養費
	⑥高額療養費	高額療養費
	⑦移送費	家族移送費
	⑧傷病手当金	—
死亡	⑨埋葬費	家族埋葬費
分娩	⑩出産育児一時金	家族出産育児一時金
	⑪出産手当金	—


●●● | 後期高齢者医療(長寿医療制度)とは

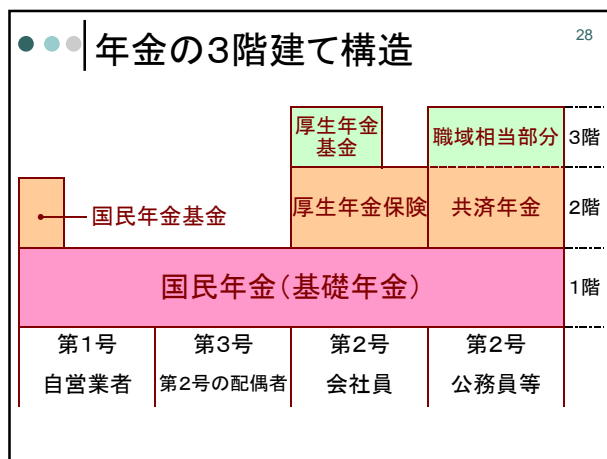
- 75歳以上の高齢者等を対象とする
- 他の健康保険とは独立した日本の医療保険制度
- 通称は長寿医療制度

● ● ● 老人保険制度との比較

老人保険制度	長寿医療制度
・市町村	・後期高齢者医療広域連合
・75歳以上の者	同左
・65～74歳の一定以上の障害をゆうする者	
・老人保健での保険は発生しない	・患者負担を除く、そう医療費の1割を保険料として負担
・各医療保険制度の保険料を負担	
・被用者保険者の被扶養者には保険料はかからない	
・70歳以上は原則1割	・70歳～74歳は原則2割 ・75歳以上は原則1割


● ● ● 年金

- ### ● ● ● 公的年金制度の基礎
- 全国民に共通した「国民年金」が土台
 - その上に「厚生年金」「共済年金」
 - さらに企業が運営する「企業年金」がある
- 
- 結果としては3階建て構造




● ● ● 公的年金の共通事項

給付のタイプ	国民年金 (第1・2・3号)	厚生年金保険 (第2号)	共済年金 (第2号)
老齢(退職)	老齢基礎年金	老齢厚生年金	退職共済年金
障害	障害基礎年金	障害厚生年金 障害手当金	障害共済年金 障害一時金
遺族	遺族基礎年金 寡婦年金 死亡一時金	遺族厚生年金	遺族共済年金

- ### ● ● ● 第1号被保険者
- 対象: 自営業者・学生・無職者等
 - 60歳までは強制加入
 - 保険料は月額14,410円(平成20年)
 - 毎年280円ずつ値上げ
 - 平成29年には16,900円に固定
- 


● ● ● | 第2号被保険者 31

- 対象: 会社員・公務員
- 原則として70歳までは強制加入
- 給料より天引き
- 個人で別途支払いなし

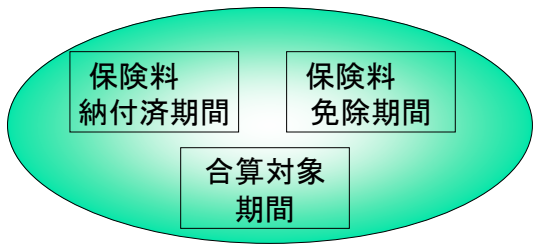


● ● ● | 第3号被保険者 32

- 対象: 第2号被保険者の妻
- 60歳までの加入を認めている
- 保険料支払いは無い
- 年金制度全体が保険料を負担




● ● ● | 国民年金受給資格期間 33



3つの期間を合わせて25年以上

● ● ● | 国民年金受給年齢 34

- 65歳から一生受け取る事が出来る
- 65歳より早く受け取る、65歳よりも遅く受け取る事が可能
- 上記を適用の場合は受給額が変動する



● ● ● | 国民年金受給金額 35

- 40年間(480ヶ月)納付した場合には1年間で満額792,100円受給できる

$792,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{免除月数} \times \text{免除比率}}{480ヶ月}$
--

● ● ● | 厚生年金保険(厚生年金) 36

- 厚生年金の適用事務所で、常時働く70歳未満の人
- 月収と賞与額に保険料率をかけて事業者と被保険者が半分ずつ負担(労使折半)

$\left(\text{月給} \times \text{保険料率} + \text{賞与} \times \text{保険料率} \right) \times \frac{1}{2}$

●●● | 厚生年金保険(続き) 37

- 保険料率は149.96/1000になる《14.996%》(平成20年度)
- 保険料率は毎年上昇し一年毎に0.354%上昇
- 平成29年以降は18.3%で固定となる

●●● | 受給資格期間・受給年齢 38

- ① 国民年金の受給資格期間(25年以上)を満たす
- ② 厚生年金の被保険者としての期間が1ヶ月以上あること

- ①・②を満たすと65歳から受給可能
- 特例措置で60歳から受給な人がいる

●●● | 厚生年金受給の種類 39

- 特別支給の老齢厚生年金
 - 60歳から65歳に受け取れる
 - 被保険者の期間が1年以上あること
 - 現在は段階的に廃止の方向
- 老齢厚生年金
 - 65歳から一生受け取ることができる
 - 被保険者の期間が1ヶ月以上あること

●●● | 厚生年金受給金額 40

- 特別支給の老齢厚生年金額
= 報酬比例部分 + 加給年金 + 定額部分
- 老齢厚生年金
= 報酬比例部分 + 加給年金 + 経過的加算

●●● | 受給金額の計算 41

報酬比例部分

$$(A + B) \times 1.031 \times \text{スライド率}$$

A 平均標準月額報酬 $\times \frac{\text{※}7.5 \sim 10}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}$

B 平均標準月額報酬 $\times \frac{\text{※}5.769 \sim 7.692}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$

※生年月日により異なる

加給年金

厚生年金の加入期間20年以上の場合、その人に生計を維持されている65歳未満の配偶者などがいれば、その人の年金に加算される年金額

●●● | 受給金額の計算2 42

定額部分

$$1,676\text{円} \times \text{生年月日に応じた率} \times \text{被保険者月数} \times \text{スライド率}$$

経過的加算

定額部分の計算式 - 老齢基礎年金の厚生年金の加入期間相当

参考文献

- FPテキスト／パーソナルファイナンス ～ライフプランニング～ 平成19年度
- FP総論 第5版
- 野村アセットマネジメント株式会社
<http://www.nomura-am.co.jp/basicknowledge/lifeplan/01/03.html>
- 平成18年度「家計における教育費負担の実態調査」、国民生活金融公庫
- 平成18年度「子どもの学習費調査」、文部科学省より作成
- 平成18年度「住宅市場動向調査」、国土交通省
- 平成19年度「生活保障に関する調査」、生命保険文化センター
- 平成19年「家計調査年報」、統計局
- 「2005年版 現代子育て経済考」、AIU保険会社
- 社会保険庁 <http://www.sia.go.jp/>